

第3回「避難行動要支援者名簿の活用に関する懇話会」議事要旨

1 開催日時 令和3年1月26日（火）10時00分から

2 場所 アクロス福岡 601 会議室

3 出席者（五十音順）

小田原委員、柴口委員、清水委員、高野委員、藤田委員、山本委員

4 議題

- (1) 「（仮称）避難行動要支援者名簿の提供に関する条例」に規定する事項（案）について
- (2) 個別計画の作成促進について

5 委員からの意見

(1) 「（仮称）避難行動要支援者名簿の提供に関する条例」に規定する事項（案）について

（事務局）資料1について説明。

（座長）パブリックコメントでどのような意見が出ているのか、参考にさせていただきたい。

（事務局）パブリックコメントでは「名簿情報の活用等」のところで、災害時に生命または身体に支障がない範囲で避難支援を実施するように努力するという規定が、精神的に負担である、というもの。支援をされる、要支援者の方も取り組むべきことを条例に規定するべきではないか、というもの。直接条例に対する意見ではないが、名簿登載者の数を増やすのではなく、その活用を市が主体性を発揮して取り組むべき、支援関係者のすそ野を広げるべき、といった意見があった。

（座長）委員のご意見をいただきたい。

（委員）介護支援専門員として対応するときに重要事項説明書がある。その中に、情報は提供するという文言を入れており、災害時など何かあったときには、介護支援専門員が持っている情報は出せるようになっている。

（事務局）介護支援専門員の重要事項説明書の中で、情報提供に係る同意が得られていることを知らなかった。それは、第1回懇話会で出た「包括的な同意」なのか。

（委員）ケアプランを立てるのに担当者会議がある。それは本人の情報、医療情報、家族情報等がないと話が進まない。会議に情報を出す前に当然、同意を得ている。ケアプランを作るケアマネジャーや、要支援者を担当する包括支援センターが持っている情報を出せると思う。

（委員）神戸市では推定同意方式が早くから導入されている。神戸市の作成した資料に、要支援者の個別支援の充実という中で、ケアプラン等への災害時避難情報の記載というのがあり、ケアプラン等に災害時避難情報を記載することで、介護保険、障がい者サービス利用者に対して、計画を作成することで、要支援者の基本的な避難の確立を図るとされている。条例の施行規則でもいいが、専門家との連携を具体的に明記することをやっておかないと、地域が情

報を網羅的に把握するのは難しい。

(事務局) 地域防災計画や、避難行動要支援者支援にかかる全体計画なども含めて、どのように記載するかは検討したい。

(委員) 3者で名簿を共有している。民生委員は担当区域だけの名簿を持っているので、3者会議をしたときに、要支援者への電話連絡は民生委員が担う。社会福祉協議会も自治協議会も電話番号を持っていない。民生委員から月1程度、要支援者へ電話連絡をしている。そこで、要支援者から「家族がいるから、今は支援不要」というような了解を得ている。

(委員) 去年の台風の時、いつもの公民館から小学校体育館に避難所が変わった。その時、町内会長から名簿登載者全員に連絡を入れてください、という依頼があった。町内会長が情報や指示をくれる方であれば、民生委員は動きやすい。要支援者だけでなく高齢者にも連絡し、「ありがとうございます。そうですね。」という言葉を読んだ。

(委員) 要支援者で、要介護3以上や要支援認定の方たちはケアプランがあるので、介護支援専門員は情報を持っている。今持っている情報をもとにどう連携するかを考えると、講習会があるので、その時にケアマネジャーや居宅介護支援事業所に対して、災害時もこの情報を使わせていただきます、という同意をとっていただければ良いと思う。情報は有効に活用していけばいいのでは。

(委員) 要支援者の要件から「災害要援護者台帳に登載されていた方」がなくなっているのはなぜか。

(事務局) 要援護者台帳登載者は要支援者名簿にそのまま引き継いだ。要援護者台帳の登載者も要支援者名簿の登載者だが、要援護者台帳は制度としては今はないので、混乱を生じる恐れがあるため記載していない。

(委員) 要援護者台帳に登載されていた人と避難行動要支援者名簿の要件に当てはまる人は必ずしも重なっていない、その辺の整理はどのようにするのか。

(事務局) 要援護者台帳の登載者を要支援者名簿に載せるときに、平常時からの地域への情報提供について意向確認を行っている。要援護者台帳に登載されることで共助の枠組みに入ったんだと認識しているところに、要支援者名簿の要件に該当しないから、名簿には入れないという議論は少し乱暴だということで、台帳の情報はそのまま名簿に引き継ぐという考え方をしている。

(座長) いろいろな情報をどうこれから集めていくのか、そしてそれが安心して提供できる体制、個人情報保護法の仕組みだけでいいのかということを含めて、そこを考えていかないと、情報だけが集まってきても意味をなさない。

(委員) 条例は必要であると思う。民生委員、自治協議会などが積極的に取り組んでいる地域とそうでない地域、温度差が結構あるようだ。そういうところもしっかりと体制を作る上では協力していただいて、どこに住んでいてもそういった支援を受けられることが非常に重要である。障がいには人によって異なるので、民生委員達との情報共有、ご家族としっかり連携をとっていただき、この方はこういう避難の支援がスムーズとか、細かい所の情報もしっかりと作っていただけると、要支援者も地域でも安心して過ごすことができると思う。

(委員) 一番心配なのは条例を作ることではなくて、それを適用して活用すること。地域の方だけでできるのか。支援を受ける方の心構えにもよると思うが、支援を受けるのが当たり前ではなく、支援を受ける側にも頑張ってもらわないといけない。

一番大事なのは支援をする人たちが支援できるような、簡単な仕組みを作ること。個別にその人にあった避難計画が作れて、単純にそれが実行できる、それが求められていると思う。

(座長) 名簿管理について、管理の状況に関する報告を求めると記載されているが、これはどのような事態を想定しているか。

(事務局) 名簿を提供する際に管理者を決めていただき、どこに保管をするかまで報告いただいている。返却時に、なかなか返却がない場合など、日ごろの管理状況などを検査することはある。

(委員) 秘密保持義務について、避難支援等関係者と記載されており、法人である場合はその役員とある。法人とは例えばどういう想定で書かれているのか。

(事務局) 平常時の避難支援等関係者は、校区自治協議会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員であるが、本市において法人格を有しているところはなく、該当しない。

(委員) 校区に、要介護認定や障がいに関しマネジメントする人がいる。このような既存の情報をうまく使う仕組みがいいのではないかと考えている。

(2) 個別計画の作成促進について

(事務局) 資料2について説明。

(委員) 個別計画作成については、内閣府において、兵庫県でモデルとしてやっているの、それを参考にするといいのでは。

(事務局) 情報収集する。

(委員) 条例により推定同意方式を導入することについては全く異論はない。校区で進めるためには、地域とコミュニケーションをとりながら上手くやっていく必要がある。

(委員) 実際に災害支援マニュアルを作っている。水害や地震だけでなく、今回のようなコロナも盛り込んだ。次の段階として、感染者が避難してきたらどうしたらいいのかも考えておく必要があると思う。

(委員) 一番優先するのは命ということを考えると、やるべきことはやらないといけないと思う。丁寧な説明や、地域内のコンセンサスをとることが大事だと思う。

(座長) 地域の取組みに温度差があるという指摘があった。温度が低いところに、これをきっかけに温度を上げていく必要があるのだと思うが、地域の実情を考えると難しい場合がある。低いままではいけないので、温度を上げるべきところにも情報が伝わるように進めていただけれ

ばと思う。

(委員) 民生委員は高齢者の訪問は毎月実施している。電話やインターホン越しで、直接会わないやり方をとっている。社会福祉協議会も民生委員もつながっているということを地域にお知らせすることができたかなと思っている。

(座長) 個別計画の作成については、これらの意見を参考にしながら、来年度の事業を円滑に進めていただくようお願いする。

今回も多くの意見を頂戴し、条例の制定と、避難行動要支援者名簿のさらなる活用について、今後の参考にしていただければと思う。多くの貴重な意見をありがとうございました。